

協議第 4 4 号

平成 1 5 年 1 2 月 4 日 確認

各種事務事業の取扱い（環境対策関係その 2）について

各種事務事業の取扱い（環境対策関係その 2）について別冊のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 4 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第44号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
環境対策関係（その2）

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	環境部会
関係項目	環境対策関係	分科会	し尿等処理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
2 し尿処理業許可(地域割)	し尿の収集・運搬については、市内を3ブロックに分ける地域割指定制度を設けて、効率的かつ計画的な収集・運搬を図っている。	—	—	—	—	—
3 し尿くみ取手数料	し尿90ℓまで724円。90ℓを超える分については18ℓ増すごとに144円を加算する。 くみ取車を搬入させることができないためにホースを接続したとき、ホースの長さが40mを超える場合は、接続したホース1本につき52円を加算する。	—	し尿90ℓまで690円。90ℓを超える分については、18ℓ増すごとに138円を加算する。	し尿90ℓまで690円。90ℓを超える分については、18ℓを増すごとに138円を加算する。(消費税別) くみ取車を搬入させることが出来ないためにホースを接続した時、ホースの長さが40mを超える場合は、接続したホース1本につき50円を加算する。(消費税別)	し尿90ℓまで690円。90ℓを超える分については、18ℓを増すごとに138円を加算する。 くみ取車を搬入させることが出来ないためにホースを接続した時、ホースの長さが40mを超える場合は、接続したホース1本につき50円を加算する。	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	2. 現行のまま新市に引き継ぐ。 3. 新たに制度を制定する。(合併と同時)				
構成	市	町	村	の現況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
—	—	—	—		新市での許可については、し尿収集を確実に実施するため、従来の経緯を踏まえ、旧市町村単位(旧市町村の区域内で地域割が行われている場合は、更に分割)で地域割を行う方向で調整する。
—	—	—	—		新市のし尿処理のあり方については、条例事項としない方向で調整する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	環境部会
関係項目	環境対策関係	分科会	環境保全分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
25 合併処理浄化槽設置整備事業補助	下水道の認可区域、農業集落排水事業区域、及び住宅団地の集中浄化槽に接続できる区域を除く区域で、専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する方に補助を行っている。 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円	同左 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円	同左 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円	下水道の事業計画に定められた区域、農業集落排水処理事業区域、共同処理のため大型合併処理浄化槽を設置する住宅団地等の区域を除く地域で、専用住宅及び小規模店舗等を併設した併用住宅に処理人員が10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方に補助を行っている。 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円	公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域、及び住宅団地の集中浄化槽に接続できる区域を除く区域で、専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する方に補助を行っている。 5人槽 530,000円 7人槽 617,000円 10人槽 780,000円	農業集落排水事業区域、及び住宅団地の集中浄化槽に接続できる区域を除く区域で、専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する方に補助を行っている。賃貸住宅への設置は除く。 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	25. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	-------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
一	下水道の認可区域、農業集落排水事業区域及び住宅団地の集中浄化槽に接続できる区域を除く区域で、専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する方に補助を行っている。 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円	同左 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円	美杉村の区域内において、住居で村に住所を有するもの及び、常勤者を有する事業所等で合併処理浄化槽を設置する方に補助を行う。 5人槽 539,000円 7人槽 679,000円 10人槽 994,000円 11～20人槽 1,527,000円 21人槽以上 2,740,000円	国、県の補助基準の動向を勘案し、津市の例により調整する。 ただし、美里村、美杉村の現行の村費上乘せ分は当面の間(5年程度)継続する。 なお、事業所にかかる部分は、合併と同時に廃止する方向で調整する。

参考資料 区分3「し尿くみ取手数料」

し尿くみ取手数料等の状況

津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
条例		条例	条例	条例	条例				
90ℓまで 724円	18ℓ当たり 187円以下 (税別)	90ℓまで 690円	90ℓまで 690円 (税別 以下同じ)	90ℓまで 690円	90ℓまで 690円	18ℓ当たり 192円以下 (税別)	18ℓ当たり 187円以下 (税別)	18ℓ当たり 192円以下 (税別)	18ℓ当たり 250円
90ℓを超える分 18ℓ増すごとに144円を加算		90ℓを超える分 18ℓ増すごとに138円を加算	90ℓを超える分 18ℓ増すごとに138円を加算	90ℓを超える分 18ℓ増すごとに138円を加算	90ℓを超える分 18ℓ増すごとに138円を加算				
ホースの長さが40mを超える場合 接続したホース1本につき52円を加算	サクシオンホースの延長が20mを超える場合は、20mにつき222円以下を加算		ホースの長さが40mを超える場合 接続したホース1本につき50円を加算	ホースの長さが40mを超える場合 接続したホース1本につき50円を加算	ホースの長さが40mを超える場合 接続したホース1本につき50円を加算	サクシオンホースの延長が20mを超える場合は、20mにつき222円以下を加算	サクシオンホースの延長が20mを超える場合は、20mにつき222円以下を加算	サクシオンホースの延長が20mを超える場合は、20mにつき222円以下を加算	サクシオンホースの延長が21m～40mまで500円加算、41m～60mまで1000円加算

<90ℓでの比較>

724円	935円以下 (税別)	690円	690円	690円	690円	960円以下 (税別)	935円以下 (税別)	960円以下 (税別)	1250円
------	----------------	------	------	------	------	----------------	----------------	----------------	-------